

平成28年鞍手町議会第1回定例会会議録（第1号）						
平成28年 3月2日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成28年 3月2日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成28年 3月2日 午後2時30分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正 彦	出欠			
	8	鯨坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
出席	12人					
欠席	1人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	13	須藤敏夫		1	熊井照明	

職 務 席	議会事務局	渡辺智文	出欠	議会事務局 局長補佐	武谷朋視	出欠
	町長	徳島眞次	出欠	会計課長	白石秀美	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	森 茂樹	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課長	守田純子	出欠	上下水道 課長	原 敏勝	出欠
	税務住民 課長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課長	松永憲昌	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成28年第1回鞍手町議会定例会議事日程

3月2日 午後1時開議

第1号

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 鞍手町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第4 議案第1号 専決処分の承認（鞍手町税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例）
- 日程第5 議案第2号 第5次鞍手町総合計画基本構想の策定
- 日程第6 議案第3号 鞍手町過疎地域自立促進計画の策定
- 日程第7 議案第4号 鞍手町行政不服審査会条例
- 日程第8 議案第5号 鞍手町石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例
- 日程第9 議案第6号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第10 議案第7号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第8号 鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第9号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第10号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第11号 鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第12号 鞍手町乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第13号 鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第14号 鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第15号 鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第16号 鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第17号 鞍手町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第18号 鞍手町泉水団地改良住宅移設事業引当基金条例を廃止する条例
- 日程第22 議案第19号 平成27年度鞍手町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第23 議案第20号 平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議案第21号 平成27年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第25 議案第22号 平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第23号 平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第24号 平成27年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第28 議案第25号 平成28年度鞍手町一般会計予算

- 日程第29 議案第26号 平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第30 議案第27号 平成28年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第31 議案第28号 平成28年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
- 日程第32 議案第29号 平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計予算
- 日程第33 議案第30号 平成28年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第34 議案第31号 平成28年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
- 日程第35 議案第32号 平成28年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算
- 日程第36 議案第33号 平成28年度鞍手町水道事業会計予算
- 日程第37 議案第34号 鞍手町道路線の変更
- 日程第38 議案第35号 宮若市外二町じん芥処理施設組合規約の変更
- 日程第39 議案第36号 連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議
- 日程第40 議案第37号 鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成26年度及び平成27年度固定資産税の課税免除の額の変更

平成28年3月2日（第1日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

只今から、平成28年第1回鞍手町議会定例会を開会いたします。
町長より行政報告の申し出がありますので、これを許可します。
町長。

○町長 徳島 眞次君

平成28年1月23日から25日にかけての寒波被害について行政報告をいたします。
近年まれにみる記録的な寒波の到来により、町内において水道管の凍結による破裂や破損が、約250件発生いたしました。
町内の水道業者に、緊急対応を要請し、水道管の早期復旧に努めました。
今回は、住民の生活を守るための特例措置といたしまして、漏水分の水道料金全額を減免することといたしました。

減免対象者への周知方法につきましては、町のホームページ、フェイスブック、隣組への回覧文書配布、広報くらてへの掲載及び2月末の水道検針時全戸文書配布であります。

水道使用水量の算定につきましては、前3ヶ月の平均水量又は前年同月水量の低い方の水量を採用致します。

浄水場では、1月25日に浄水場の脱臭タンク4基のエアー抜きバルブが凍結により破損いたしました。

すぐに専門業者を手配し緊急修理を行い、仮設の状態で運転を再開いたしました。

4ヶ所の配水池の配水量や水位を常時監視しながら、慎重に浄水場を運転しておりました。
漏水により配水水量が増えた為、このままでは配水池の水位が最低水位を下回ると判断し、急きょ夜間にバルブ操作を行い給水区域を変更し、給水制限や断水を回避することができました。

また、農作物への被害や人的被害の報告は受けておりません。

以上が、寒波被害についての行政報告であります。

○議長 星 正彦君

以上で行政報告を終わります。

まず、町長より提出されております、学校施設環境改善交付金事業、古月、新延、西川の各小学校屋内運動場耐震補強等工事請負契約の変更報告。

鞍手町人口ビジョン及び鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定報告と、監査より提出されております例月現金出納検査報告書、定例監査結果報告書及び財政支援団体等監査報告書をお手元に配布していますのでご確認下さい。

次に、本日まで受理しました陳情2件は、お手元に配布しています陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しますので報告しておきます。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長において、13番議員 須藤敏夫君及び1番議員 熊井照明君を指名します。

次に、日程第2 会期の決定を議題とします。

今期定例会の会期は、本日から3月17日までの16日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって会期は、本日から3月17日までの16日間に決定しました。

次に進みます。

日程第3 鞍手町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推薦にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。従って議長が指名することに決定しました。

鞍手町選挙管理委員会委員には、只今お配りしたとおり、野中照彦君、中西憲治君、香月勇夫君、野上忠良君、以上の方を指名します。

お諮りします。

只今、議長が指名しました方を鞍手町選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、只今指名しました野中照彦君、中西憲治君、香月勇夫君、野上忠良君、以上の方が鞍手町選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、鞍手町選挙管理委員会補充員には、檜山たず子君、友廣任雅君、古野明裕君、白石實枝君、以上の方を指名します。

お諮りします。

只今、議長が指名しました方を鞍手町選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、只今指名しました檜山たず子君、友廣任雅君、古野明裕君、

白石實枝君、以上の方が鞍手町選挙管理委員会補充員に当選されました。

次に、日程第4 議案第1号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第4 第1号は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成27年12月28日付けで専決処分いたしました、専決第13号 鞍手町税条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例の承認であります。

本条例改正は、地方税関係書類のうち、申告等の主たる手続と併せて提出又は申告等の後に関連して提出されると考えられる一定の書類について、納税義務者等の個人番号の記載を要しないこととするため、「地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令」が、平成27年12月25日に公布、施行されたことに伴い、平成28年1月1日までに、これまで行ってきた税条例の改正内容の一部を改正する必要があるため専決処分を行ったものであります。

以上が、日程第4 議案第1号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第5 議案第2号及び日程第6 議案第3号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第5 議案第2号及び日程第6 議案第3号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第5 議案第2号は、第5次鞍手町総合計画基本構想の策定であります。

本町では、平成19年3月に第4次鞍手町総合計画を策定し、将来像を「みんなの力で 今動きだす 鞍手」、キャッチフレーズを「人の力が、地域の力」として、まちづくりに取り組んで参りました。

この総合計画には「地域に活力を」、「人に感動を」、「暮らしに安心を」、「みんなでまちをつくる」の4本の柱を掲げ、本年度までの10年間を計画期間としてさまざまな分野で計画実現に向けた取り組みを進めて参りました。

例を挙げますと「地域に活力を」においては、平成23年2月に鞍手インターチェンジが供用開始されたほか、平成27年3月には遠賀川に北九州市と本町をつなぐ「北九鞍手夢大橋」が開通するなど、周辺地域との交流や物流が一層促進されております。

また、私が平成25年1月に町政をお預かりさせていただいて以降、中山西区用地へは4社の企業を誘致することができ、自主財源の確保や雇用創出に大きな成果が上がったのでは

ないかと思っております。

「人に感動を」においては、教育環境の充実を図ることとして南北中学校を統合し、全国的にも類を見ないような設備を備えた、鞍手中学校を整備してきました。

また、子どもの医療費につきましては、小学生までは完全無料化、中学生については入院費の無料化などを実現いたしました。

「暮らしに安心を」においては、高齢者の福祉サービスの充実を図るため、介護ボランティア制度や高齢者の見守り体制を整えたほか、健康の分野においても、妊婦健診の助成拡大や風しんワクチンの無料化などを実現いたしました。

最後に「みんなでまちをつくる」においては、すべての行政区において自主防災組織の立ち上げができたことや、徐々にではありますが、避難行動要支援者名簿の整備なども進めております。

しかし、第4次総合計画に掲げた事業のすべてが実現あるいは達成できたわけではありません。

実現・達成できなかった事業の中で、今後取り組むべき事業につきましては、必要性を十分に検証し、引き続き取り組んでまいります。

特に大きな課題として残っているのは、人口減少問題であります。第4次総合計画策定時の直近の国勢調査人口は18,204人でありましたが、計画には将来人口の目標を、19,000人と定めておりました。

しかし、現実には目標人口から大きくかい離する結果となっております。

先月26日に発表された平成27年国勢調査の速報値人口では、16,029人となっており、平成22年に行われた前回調査の17,088人より、1,059人減少する結果となっております。

また、皆様も既にご存じのとおり国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2040年の鞍手町の人口は、10,293人になると推測されております。

さらに、平成26年5月には、日本創成会議・人口減少問題検討分科会が、2040年までの30年間で20歳から39歳までの女性人口の減少率が50%を超える市区町村を「消滅可能性都市」と定義し、全国で896団体の自治体名を公表しました。

本町では、68.1%が減少するとの予測が示されましたが、これは県内で最も高い減少率でありました。

このように厳しい予測となっておりますが、第4次計画に基づいて、これまでに取り組んできたさまざまな事業の成果と、今、鞍手町が持つポテンシャルを最大限に生かすことができれば、私は、新たな鞍手町を築き、大きく発展できると考えております。

そこで今回の第5次総合計画は、将来像を『新たな力で躍動するまち くらて』とし、キャッチフレーズを『未来につなぐ つながる 希望の芽』といたしました。

そして、まちづくりの基本方針を、

1. まちに賑わいを

2. ひとに輝きを

3. しごとの創出を

の3つの柱で構成し、策定しております。

1つ目の基本方針である「まちに賑わいを」におきましては、鞍手インターチェンジと北九鞍手夢大橋を結ぶ道路周辺に都市機能を集約し、コンパクトな「まちなか」を形成することで、機能的なまちづくりを進めてまいります。

また、その他の地区におきましては、自然環境や景観あるいは優良農地を保全しつつ、個性や特徴を生かした生活空間づくりに取り組んでいくこととしております。

2つ目の基本方針である「ひとに輝きを」におきましては、若者の町外への流出を防ぎ、若者を呼び込むための施策を行い、結婚・出産・子育てなどを安心してできる環境を整備していくとともに、次世代を担う子どもたちが健やかに成長できるまちにしていくこととしております。

また、教育面におきましても、次世代を担う子どもたちが郷土を愛しながら広く世界に目を向け、心豊かに成長できるよう、「知・徳・体」の調和のとれた「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランスよく身に着け、「生きる力」を育むための教育環境の充実を図っていくこととしております。

3つ目の基本方針である「しごとの創出を」におきましては、引き続き企業誘致に取り組んで雇用の確保に努めるとともに、新たな事業の立ち上げや、起業支援を行ってまいります。

また、農業分野におきましても、新たな特産品の開発やブランド化を推進し、全国に鞍手町を発信できるようにしていきたいと考えております。

そして、この3つの柱を実現していくことで、著しく右肩下がりとなることが予測されている人口減少を抑制していき、計画が満了となる2025年には、現時点における国立社会保障・人口問題研究所の推計人口13,787人を上回る、14,500人の人口を確保することとして、第5次総合計画の目標に設定しております。

なお、まち・ひと・しごと創生法に基づき、本年度中に作成することが求められている「鞍手町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の内容は、最上位計画である第5次総合計画に包含された形となっており、総合計画との整合性を図っております。

また、総合計画に基づいてまちづくりを進めていく上では、財政を健全に運営していく必要があることから、第4次総合計画の後期基本計画には、行財政改革プランも総合計画の基本計画の柱の1つとして位置づけておりますが、現行の第5次行財政改革も本年度で終了するため、平成28年度から始まる第6次行財政改革プランも第5次総合計画の基本計画の一部として位置づけております。

なお、第6次行財政改革プランの内容につきましては、基本計画とは別に取りまとめております。

その他、具体的な取り組み内容につきましては、後日配布いたします資料をご参照いただければと思いますが、計画の策定にあたっては、あらゆる分野から選任されました審議会の

委員の皆さまや各種団体の皆様方から貴重なご意見をいただき、反映させて策定しております。

私は、これから9年間の第5次総合計画を執行し、実現させて、次世代の子どもたちにこの町をつなげていきたいと考えております。

次に、日程第6 議案第3号は、鞍手町過疎地域自立促進計画の策定であります。

平成24年6月に過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が施行され、現行法の有効期限である平成27年度までが、平成32年度までに延長されました。

これに伴い、平成28年度から平成32年度までを計画期間とする新たな過疎自立促進計画を策定する必要があります。

総合的かつ計画的に地域の自立促進を図るための過疎地域自立促進計画を策定するにあたり、同法第6条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

なお、この鞍手町過疎地域自立促進計画の内容につきましては、本年2月4日付けで福岡県知事との協議も整っております。

以上が、日程第5 議案第2号及び日程第6 議案第3号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第7 議案第4号及び日程第8 議案第5号の2件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第7 議案第4号及び日程第8 議案第5号の2件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第7 議案第4号は、鞍手町行政不服審査会条例であります。

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行に伴い、同法第81条第1項の規定に基づき、設置が義務付けられている行政不服審査会の組織及び運営、その他同法の施行について必要な事項を定めるため、新たに制定するものであります。

次に、日程第8 議案第5号は、鞍手町石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例であります。

石油貯蔵施設立地対策等交付金を基金として積み立てるため地方自治法第241条の規定に基づき、新たに基金条例を制定するものであります。

以上が、日程第7 議案第4号及び日程第8 議案第5号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第9 議案第6号から日程第20 議案第17号までの12件を一括して議題

とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第9 議案第6号から日程第20 議案第17号までの12件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第9 議案第6号は、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例であります。

行政不服審査法（平成26年法律第68号）が平成28年4月1日に施行されることに伴い、関係条例の整理を行う必要が生じたため、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理を行うものであります。

次に、日程第10 議案第7号は、鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、鞍手町の附属機関に「鞍手町空家等対策協議会」及び「鞍手町高齢者福祉施設等整備事業者選定委員会」を新たに設置するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第11 議案第8号は、鞍手町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）並びに学校教育法等の一部を改正する法律（平成27年法律第46号）の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第12 議案第9号は、鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、平成27年8月6日付の人事院勧告の内容に基づき、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第13 議案第10号は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、地方公務員災害補償法施行令の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第14 議案第11号は、鞍手町特別会計条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、泉水団地改良住宅の移設に伴う工事が完了したことに伴い、鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第15 議案第12号は、鞍手町乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例であります。

本年10月からの県の乳幼児医療費の助成対象の拡充に伴う子育て支援の一環として、乳

幼児等医療費の独自助成拡大に伴う改正で、入院、通院ともに中学３年生以下の医療費の一部負担を無料とするため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第１６ 議案第１３号は、鞍手町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、鞍手町乳幼児等医療費の支給に関する条例の一部改正に伴い、引用されている条文の改正及び重度障害者医療費の独自助成拡大に伴う改正で、中学３年生以下の医療費の一部負担を無料とするため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第１７ 議案第１４号は、鞍手町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、ひとり親家庭等医療費の独自助成拡大に伴う改正で、中学３年生以下の医療費の一部負担を無料とするため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第１８ 議案第１５号は、鞍手町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令等により、当分の間、小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所における保育士の配置要件が弾力化されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第１９ 議案第１６号は、鞍手町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、待機児童の発生防止や長期休暇等における一時的な利用者の増加等に対応するため、設備基準における児童１人あたりの専用区画面積及び職員基準における一の支援単位構成児童数を限定的に緩和する必要があるとあり、本条例の一部を改正するものであります。

次に、日程第２０ 議案第１７号は、鞍手町公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例であります。

本条例改正は、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、平成２６年度に策定いたしました鞍手町子ども読書活動計画の推進に伴い、多くの子どもたちに広く図書室の利用を促進するため、本条例の一部を改正するものであります。

以上が、日程第９ 議案第６号から日程第２０ 議案第１７号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第２１ 議案第１８号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第２１ 議案第１８号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第 2 1 議案第 1 8 号は、鞍手町泉水団地改良住宅移設事業引当基金条例を廃止する条例であります。

本条例の廃止は、泉水団地改良住宅の移設に伴う工事が完了したことに伴い、基金条例を廃止するものであります。

以上が、日程第 2 1 議案第 1 8 号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第 2 2 議案第 1 9 号から日程第 2 7 議案第 2 4 号までの 6 件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第 2 2 議案第 1 9 号から日程第 2 7 議案第 2 4 号までの 6 件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第 2 2 議案第 1 9 号は、平成 2 7 年度鞍手町一般会計補正予算（第 5 号）であります。

本補正予算は、国が、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対応として、平成 2 7 年度補正予算に地方創生加速化交付金 1,000 億円を計上したことに伴い、本町におきましてもこれまでの地方創生先行型交付金事業や上乘せ交付金タイプ 1 事業をさらにレベルアップし、加速化を図ることとして地方創生加速化交付金の対象事業費を追加しております。

具体的には、昨年 1 1 月の臨時議会におきまして承認いただきました「学校まるごとアニメ事業」をさらに加速化させるため、アニメ同人誌の図書室やミニ四駆競技場の競技施設を整備し、日本のサブカルチャーを充実させ、外国人をターゲットにした事業を発展することで集客・交流人口の増加を図り、まちに賑わいをもたらすための事業費 3,180 万円を計上しております。

また、昨年 1 0 月から取り組みましたトライアル・ワーキング・ステイ事業の経験を活かし、受け入れ地域と協働しながら新たな移住・定住者を呼び込むための地域活性化・移住定住促進事業費 609 万 7 千円を、平成 2 8 年度予算に計上する予定でありましたが、加速化交付金の対象事業とするため前倒しして、今回の補正予算に計上しております。

なお、この 2 つの加速化交付金対象事業予算 3,789 万 7 千円を含む 9 つの事業予算 1 億 7,386 万 8 千円につきましては、繰越明許費として平成 2 8 年度へ繰り越すこととしております。

そのほかの補正といたしましては、国の人事院勧告に準じた給与条例の改正に伴う職員給与費の追加や年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費の追加及びこれまでに実施した事業の確定等により国・県支出金、町債及び財政調整基金への繰入金等の補正を行っております。

そして、これらの補正要因を調製し、歳入歳出それぞれ1億1,835万3千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ73億9,952万5千円といたしました。

次に、日程第23 議案第20号は 平成27年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。

本補正予算は、保険給付費の療養費及び高額療養費の追加と共同事業交付金及び共同事業拠出金の減額に伴い国庫支出金、県負担金などの補正要因を調製し、歳入歳出それぞれ170万2千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ26億8,042万3千円といたしました。

次に、日程第24 議案第21号は 平成27年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。

本補正予算は、後期高齢者医療保険料収入と保険基盤安定に係る繰入金の減額に伴い、広域連合納付金などの補正要因を調製し、歳入歳出それぞれ1,417万9千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ2億3,829万5千円といたしました。

次に、日程第25 議案第22号は 平成27年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）であります。

本補正予算は、人件費、下水道使用料等を調製し、歳入歳出それぞれ24万1千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ8億0,911万5千円といたしました。

次に、日程第26 議案第23号は 平成27年度鞍手町泉水団地改良住宅移設事業特別会計補正予算（第2号）であります。

本補正予算は、委託料及び工事費が確定したことに伴い、その執行残額を一般会計へ繰り出しするための予算調整を行っております。

歳入歳出それぞれ10万4千円を減額し、予算総額を歳入歳出それぞれ2,586万9千円といたしました。

次に、日程第27 議案第24号は 平成27年度鞍手町水道事業会計補正予算（第1号）であります。

本補正予算は人件費を調整し、予算第3条の支出について、補正を行うものであります。支出予算は1万8千円を減額し、支出予算総額を3億7,395万7千円といたしました。

以上が、日程第22 議案第19号から日程第27 議案第24号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第28 議案第25号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第28 議案第25号につきまして、提案説明を申し上げます。

日程第28 議案第25号は、平成28年度鞍手町一般会計予算であります。

平成28年度鞍手町一般会計予算を提案するにあたり、これまでの3ヶ年間の取り組みを述べさせていただくとともに、私の町長就任一期目の仕上げの年となります平成28年度の町政運営の基本姿勢を述べさせていただきます。

また、先の議案第2号 第5次総合計画の策定の提案説明においてもご説明いたしました。が、平成28年度は、新たな総合計画によるスタートの年でもありますので、総合計画に掲げている事業の概略にも触れながら説明させていただきます。

平成25年1月から町政をお預かりする際、2つの目標、9つの柱を掲げて町政運営に取り組んで参りました。

昨年3月の定例議会において2年目までの取り組みについては述べさせていただきましたので、3年目となりました平成27年度中の取り組みを中心に述べさせていただきます。

まず、「鞍手町を魅力ある、住みたい町へ」という目標の第1の柱である「子育て支援と教育振興」であります。

この柱は、これからの町づくりにおいて、安心して出産し、子育てができる環境づくりを支援し、子どもたちが生活する家庭、地域社会、学校におけるより良い教育環境が一体となって醸成されるよう、教育の振興に取り組むことを掲げたものであります。

子育て支援につきましては、昨年10月から乳幼児医療費支給制度の対象年齢を引上げ、通院は、就学前を小学6年生まで、入院は就学前を中学3年生までに拡大いたしました。

また、制度導入が遅れておりました幼稚園の就園奨励金制度につきましても昨年4月から導入するとともに、病児、病後児保育事業についても直方市と小竹町との広域連携により、同月からスタートさせており、医療費の負担軽減や働く保護者の子育て支援に取り組んで参りました。

また、教育の振興では、安全・安心な学校づくりとして施設整備を行ってきましたが、平成27年度は、町内4小学校の屋内運動場の耐震補強工事を行いました。

これで町内すべての学校施設が新耐震基準を満たしたことになり、ハード面における安全・安心な学校づくりにつきましては、完了させることができました。

また、ソフト面におきましても、地方創生先行型交付金を活用し、各小学校の学習アシスタント事業を拡充し、児童の学習環境の充実を図りました。

また、これまで未配置であった図書司書も、まずは教育委員会に1名配置し、中学校とも連携をとることで、図書教育の充実を図り、確かな学力の向上に努めております。

さらに、4月から開校した鞍手中学校におきましては、校長先生をはじめ教職員の皆様のご尽力により、文武両道の素晴らしい中学校としてスタートしております。特に部活動におきましては、スポーツ系も文化系も統合1年目にして大変優秀な成績を収めています。

第5次総合計画では、「ひとに輝きを」を基本方針のひとつとして、これまでの子育て支援や教育の振興をさらに充実させることとしております。

具体的には、子育て支援につきましては、乳幼児医療費における通院の無料化を平成28

年10月から中学3年生まで拡大し、子育て世代の保護者の経済的支援に所要の予算措置をしております。

また、教育の振興におきましては、平成28年度も引き続き、確かな学力の向上のため、各小中学校における学習アシスタント事業の予算を計上するとともに、家庭環境に問題のある児童生徒に対するケアも重要なことから、これまで県の補助事業で配置されておりました、スクールソーシャルワーカーを単費で配置する予算も計上しております。

また、鞍手中学校の部活動におきましては、生徒たちがさらに成長し、充実した活動が行えるよう中学校部活動助成金制度を創設して、子どもたちの成長と無限の可能性を支援してまいります。

次に、第2は雇用促進であります。

この柱は、鞍手インターチェンジや北九鞍手夢大橋などの新たなインフラを生かした企業誘致を進め、雇用促進に取り組むことを掲げたものであります。

町長就任以来、中山西区用地に4社の企業誘致を行いました。そのうち遠賀ダイキュー、伊藤食品、プレジールの3社につきましては、すでに操業され順調に業績を上げられており、住民の雇用の場としても寄与していただいているところであります。

また、和菓子製造会社の北九食品加工有限公司につきましても、今年の夏までには工場建設が完了し、本格的な操業を始めると伺っており、その際にも従業員などの雇用の場の確保に尽力していただけるとのことであります。

また、新たな仕事の創出支援に取り組み、平成27年度は地方創生先行型交付金を活用し、6回にわたる創業セミナー「くらて起業塾」を開催し、13名の受講者のうち7名の方が創業認定の受講修了証を取得されております。

また、小規模事業者経営改善資金利子補給事業を創設し、町内における創業支援や商工業者の経営支援に取り組んでまいりました。

平成28年度以降も引き続き、未利用地を有効に活用しながら、企業誘致を積極的に進め、雇用の場の確保に努めてまいります。

さらに、昨年11月の臨時議会におきましてご審議いただきましたが、旧鞍手南中学校の利活用において、国のクールジャパン戦略に添う形で、サブカルチャーによる「学校まるごとアニメ事業」を地方創生先行型交付金上乘せ交付金タイプ1事業として申請しましたところ、その先駆性が評価され3,750万円の交付金を受けました。

現在、さまざまなイベントを開催すると同時にPR動画の制作やクリエイターの創業支援などに取り組んでおり、交流人口の増加、地域おこしにつながっていることは、国・県、マスコミなどからも注目を集めております。

国の平成27年度の補正予算に基づく地方創生加速化交付金を活用し、平成28年度に、この事業をさらに加速化・拡大化させた「学校まるごとサブカル事業」に取り組み、国内だけに留まらず外国からの旅行客も呼び込む仕組みをつくるなど、まちに賑わいや経済効果をもたらすよう取り組んでまいります。

次に第3は、地場産業の活性化であります。

この柱は、企業誘致を進めていくとともに、商工会やJAとの連携を密にしながら、地場の商店や工業の浮揚、付加価値の高い商品開発と流通ルートの開拓に努め、地場産業の活性化に取り組むことを掲げたものであります。

平成27年度は、国の地域消費喚起・生活支援型交付金を活用して、プレミアム部分をこれまでの10%から20%に拡大し、発行額も平成26年度の約4倍となる2億2千万円分の地域振興券を発行し、商工会と連携を図りながら消費喚起や地域経済の活性化に取り組んで参りました。

また、鞍手町の特産品である巨峰ブドウの販路拡大についてもJA直鞍と連携し、海外への売り込み・PR活動を行って参りました。

平成28年度の海外販路開拓事業につきましても、これまでに得たノウハウを生かし、福岡県や福岡JAグループなどが出資して設立した貿易会社「福岡農産物通商」と協調し、新たな海外販路の開拓を推進していくこととしております。

なお、平成25年10月から武雄市を中心とした日本自治体等連合シンガポール事務所運営協議会に参加し、鞍手町の特産品のPRや販路拡大あるいはインバウンドに努めて参りましたが、一定の成果を得ることができ、初期の目的は達成されたものと判断し、平成27年度末をもってシンガポール事務所運営協議会からは、退会することといたしました。

次に第4は、自然環境と文化財の整備であります。

この柱は、里山としての美しい景観を守り、農・商・工の情報の共有化を図るとともに、本町が誇る自然環境や文化財などを保護し、その魅力の発信により町のPRを行うこととして掲げたものであります。

鞍手町の剣岳公園は、桜の時期には多くの人を訪れる名所の一つでありましたが、荒廃が進み桜の木も枯れるような状態となっておりました。

平成26年度と平成27年度に地元有志の方々のご協力を得ながら剣岳公園の再生に取り組みました。

現在は、以前のように町内を一望できる素晴らしい公園に生まれ変わり、多くの人を訪れております。

また、国の重要文化財である古月横穴の保存整備事業も平成26年度から4年間の計画事業として取り組んでおります。

平成27年度は、横穴保護のための実施設計と工事を行いました。

さらに、県指定文化財である伊藤常足旧宅の整備事業につきましても、平成27年度から3年間の計画事業として取り組んでおり、平成27年度は改修のための基本設計を行っております。

なお、改修工事につきましては、県補助金の関係から平成29年度を予定しております。

第5次総合計画には、これら潜在する町の魅力の発信や自然や文化財などを活用した新たな観光資源の発掘などを行うとともに、シティプロモーションという概念を取り入れ、史跡

だけでなくさまざまなイベントや大会の開催などにより、町を総合的にPRしていき、鞍手町の認知度を上げ、交流人口を増やすことで地域を活性化し、移住定住の促進を図っていきたいと考えております。

以上が、鞍手町を魅力ある、住みたい町へを目標とする4つの柱であります。

次に、鞍手町を老若男女すべての人が笑顔で暮らせる町へを目標とする5つの柱についてであります。

第1は、地域環境や住環境のインフラ整備であります。

この柱は、誰もが住みたい町とするため地域環境や住環境のインフラ整備を進めていくことが非常に重要であることから、公共下水道の普及促進、治水対策などに取り組むとともに、遠賀川渡架橋の早期供用開始、沿線道路と通学路、六田川、県道直方・宗像線の整備促進などに取り組むことを掲げたものであります。

公共下水道の普及については、着実に取り組んでおり、平成27年度におきましては、山ヶ崎地区と昭和通り地区まで下水道エリアを拡大しております。

平成28年度には、神崎地区と立林地区までエリアを拡大する予定であり、水質保全と生活環境の向上に努めてまいります。

また、県道直方・鞍手線および県道直方・宗像線につきましては、昨年度と同様、それぞれの整備促進協議会などを通じて早期完成に向けて福岡県への要望活動しております。

特に直方・宗像線につきましては、平成27年度、直方市、宗像市および鞍手町の広域連携による直方・宗像線沿線観光マップの作成や物産展及び公共路線バスを活用した交流イベントなどを開催し、県道直方・宗像線の整備の必要性や重要性を訴える取り組みを行っております。

さらに、治水対策におきましては、平成25年度に第1回目の六田川治水対策検討委員会を開催して以降、毎年度開催し、六田川の治水対策に貴重なご意見をいただいております。

平成27年度においても7月に検討委員会を開催し、六田川の治水対策の素案に対し、さまざまな角度からの意見をいただき効率的な排水対策案について慎重審議を進めているところであります。

また現在、都市計画マスタープランの見直しを行っており、今月中には、鞍手町の新たなまちづくりの方向性をお示しいたしますが、この都市計画マスタープランに基づき、平成28年度から用途地域などの都市計画の見直しに着手することとしております。

さらに、空き家対策につきましては、平成27年度、実地調査を実施し、町内の空き家状況の実態把握を行ないました。

平成28年度におきましては、この調査結果をもとに危険家屋については、撤去処分を進め方を整理する一方、利活用可能な家屋については、所有者との協議を進めながら空き家バンクなどに登録を行い、移住・定住者の住居として活用していきたいと考えております。

次に第2は、福祉の充実であります。

この柱は、老々介護、独居老人の問題の解決や男女共同参画社会の構築などのほか、利便

性や安定して継続できる財政負担などを総合的に勘案した、地域公共交通の整備などに取り組むことを掲げたものであります。

平成27年度は、直鞍2市2町が連携し高齢者等徘徊SOSネットワークを構築するとともに、県の「防災メール・まもるくん」の活用により、直鞍地区を超えた広域地域での認知症高齢者等の徘徊行動に対する早期発見、保護ができる体制も整備いたしました。

また、介護保険法の改正により今後は、要支援・要介護状態になる前から介護予防を推進し、高齢者が最後まで自立した日常生活を送れるような取り組みに重点が置かれます。

平成28年度は、本町におきましても、地域包括支援センターの人員をこれまでの6人体制から8人体制に増員し、地域支援事業の充実を図るようしております。

さらに、直鞍2市2町で認知症施策総合推進事業に取り組むこととしており、専門職等による認知症の人や認知症が疑われる人への対応やその家族の相談体制を整備することとしております。

さらに、これまでこの鞍手町を生活の拠点として活躍されてきた方々が、この鞍手町で安心して老後を過ごしていただけるよう、60床分の特別養護老人ホームの開設枠を確保しております。

今後は、社会福祉法人の資格を有する開設者の募集を行い、平成28年度中には開設者を選定し、平成29年度中の開設を行っていくよう所要の手続きを進めてまいります。

地域公共交通の継続と充実においては、コンパクトなまちづくりを進める上でも効率よく周辺部の住民をまちなかへ移動させることは、大変重要となってきます。

平成27年度、「スマイルバス」や「もやいたクシー」の時刻表については、中学校の統合に伴い、遠距離通学を余儀なくされる生徒たちに配慮した時刻表となっております。

平成28年度からは、もやいたクシー路線の一部については、スクールバス化し、高齢者などの一般利用者とは分けて運行することとし、スマイルバスや西鉄バスにつきましても関係機関の皆さんのご意見を伺いながら、高齢者や通勤者及び中学生に配慮したより良い地域公共交通体系を構築していきたいと考えております。

次に第3は、医療の充実であります。

この柱は、住民の皆さんが安心して医療サービスが受けられる環境整備に取り組むことを掲げたものであります。

介護保険法の改正により、新たに在宅医療・介護連携の推進事業に取り組むこととなります。

この在宅医療・介護連携推進事業につきましては、直鞍2市2町で連携し平成27年10月から、直方鞍手医師会にて在宅医療・介護連携支援センターを開設し、医療と介護を必要とする慢性疾患などの患者さんを支援する体制を整えております。

また、まち・ひと・しごと総合戦略において安心して出産できる体制整備、支援に取り組むこととしており、平成28年度からは、新たな妊産婦に対して子宮頸がん検診費用の補助を行うこととして関係予算を計上しております。

また、昨年12月議会におきまして、独立行政法人くらはて病院の移転建て替えに伴うくらはて病院整備基本構想検討委員会発足のための関連予算のご承認いただきました。

今月10日に第1回の検討委員会を開催することとしており、平成28年度中の策定を目指し関連予算を計上しております。

なお、現在、福岡県におきまして地域医療構想の策定作業が行われており、その結果によっては、今後のくらはて病院の病床数の決定に大きな影響があることから、この地域医療構想の進捗状況を注視し、整合性を図りながら進めていきたいと考えております。

次に第4は、文化を享受できる環境の整備であります。

この柱は、町内における高速光回線の整備促進などにより、情報を享受できる環境づくりを支援していくとともに、公共施設については、効率的かつ効果的な活用が図られるよう、取り組むことを掲げたものであります。

町内の高速光回線の整備につきましては、平成27年度役場庁舎、中央公民館、歴史民俗博物館及び総合福祉センター内に無料Wi-Fiスポットを整備することとしており、今月よりサービスを開始することになっております。

また、公共施設の効率的かつ効果的な活用においては、旧鞍手南中学校跡地については、「学校まるごとアニメ事業」で創業支援や観光の拠点として活用しておりますが、旧鞍手北中学校のグラウンドとテニス場及び浮州公園野球場については、4月より折尾愛真高等学校のサッカー部、テニス部及び女子硬式野球部に貸し出しており、高校生の体育の向上と健全育成に活用しているところであります。

その中でも本町出身の生徒が主将を務めるテニス部については、本年度の全国高校総体の県大会においてこれまで55年間連続優勝を続けていた柳川高校を破って優勝し、県代表となる優秀な成績を収められております。

第5次総合計画の基本方針にも掲げておりますように「まちに賑わいを」もたらし、「ひとに輝きを」与え、「しごとの創出を」生むような政策に取り組むことで、若者たちが集い、郷土に自信と誇りを持ち、この町に愛着をもって住み続けるようなまちづくりを進めていきます。そして、次代を担う子どもたちにこの鞍手町をつなげていきたいと考えております。

最後に第5は、町の財政健全化であります。

本年度、第5次行財政改革プランの最終年度となるため、平成28年度から始まる第6次行財政改革プランを策定いたしました。

平成23年度から本年度までの5年間、第5次行財政改革プランは27項目の改革項目を掲げて取り組んできました。

しかし、全ての改革項目を達成できたわけではありません。

達成できなかった改革項目については、事務事業として継続実施し、見直し等を行っていくとともに、第6次として掲げた14の改革項目を確実に実施、達成できるよう取り組んでまいります。

特に、公共施設については、今後、老朽化に伴う維持管理費が町の財政に大きな影響を与

えることとなります。

公共施設の維持管理、更新等については、ネーミングライツなどの新たな手法による財源確保を検討しながら、長期的な視野に立って計画的に取り組むこととしております。

活力があり、魅力あるまちづくりを推し進めることと、財政の健全化を両立させることは、大変難しいことですが、鞍手町の文化やさまざまな資源を生かし、企業誘致や地場産業の活性化を図り、自主財源の確保に努める一方で、効率的な財政運営を行うため選択と集中を行いながら、行財政改革をさらに進め、経費削減に取り組んでいく考えであります。

以上、私の2つの目標と9つの柱に沿ってこれまでの取り組みとこれからの町政の運営方針を述べさせていただきます。

ここからは、平成28年度 鞍手町一般会計予算の編成内容の主なものについて述べさせていただきます。

なお、平成28年度より、新地方公会計制度の導入に対応するため、事業別予算とし、予算書の形状もA4横向き縦開きから同サイズの縦向き横開きに変更しております。

予算資料につきましても、詳細かつ解りやすい資料に変更しておりますので、ご参照ください。

それでは、1款 議会費からご説明させていただきます。

1款、議会費におきましては、議員共済会の負担金率が引き下げられたことなどに伴い、平成27年度と比較して594万9千円減額となる9,954万5千円を計上しております。

2款 総務費では、定年退職者数の減少による退職手当の減額や社会保障・税番号制度導入に伴うシステム改修費の減額及び県知事県議会議員選挙及び町議会議員選挙費の減額などに伴い、総務費全体では、平成27年度と比較して9,270万9千円減額となる8億6,727万7千円を計上しております。

次に、3款 民生費では、乳幼児等医療対策費が6,014万6千円の増額、国民健康保険特別会計への繰出金が3,039万4千円の増額、障害福祉サービス費において各種事業の利用増により、3,706万1千円の増額となったことなどにより、民生費全体では、平成27年度と比較して1億8,229万8千円増額となる26億1,978万1千円を計上しております。

次に、4款 衛生費では、これまでくらはて病院への運営費負担金については、厳しい財政事情から当初予算には、年間運営費負担金の2分の1を計上しておりましたが、本来の予算計上のあり方である総計主義に鑑み、平成28年度より年間総額を計上することに改めたことから、後期分に相当する1億5,025万8千円増額となりました。これにより衛生費全体では、平成27年度と比較して1億5,440万9千円増額となる9億2,922万6千円を計上しております。

次に5款 労働費については、平成27年度と同様に、九州労働金庫預託金1,000万円を計上しております。

次に、6款 農林水産業費では、引き続き効率的・安定的な農業経営体の育成や先進技術

の導入・省力機械等の整備並びに高収益型の園芸農業の推進を図るため、水田農業担い手機械導入支援事業、活力ある高収益型園芸産地育成事業及び多面的機能支払事業などに取り組むこととしております。

また、新たな特産品となる農産物の開発を推進するため農業後継者育成補助金を拡充して予算を計上しております。

これらの事業費を計上したことにより、農林水産業費全体では、平成27年度と比較して1,670万9千円増額となる2億3,232万9千円を計上しております。

次に、7款 商工費では、地域経済活性化のため平成28年度も引き続き地域振興券を発行するため、商工会補助金にプレミアム分を計上しております。

また、新たに観光費という予算科目を設け、特産品の販売促進や観光資源の開発などの観光まちおこしのための予算を計上しております。これらにより、商工費は、平成27年度と比較して993万3千円増額となる4,066万3千円を計上しております。

次に、8款 土木費では、平成28年度、橋梁長寿命化計画に基づき、補修工事6橋、設計委託9橋、点検153橋の事業費を計上したことにより、平成27年度と比較して7,815万円増額となる一方で、下水道特別会計への繰出金については、これまでの下水道整備工事費に財源充当した地方債の返済については、一般会計から繰り出して元利償還金に充てておりましたが、平成28年度からは下水道経営のより一層の明確化を図るため、下水道事業特別会計において資本費平準化債を起こすことといたしました。

それに伴い、一般会計から下水道事業特別会計への繰出金が5,149万円減額となりました。

これらにより土木費全体では、平成27年度と比較して2,743万7千円増額となる6億7,730万8千円を計上しております。

次に、9款 消防費では、室木地区に新たな防災行政用無線の整備費や福岡県が設置する防災行政情報通信ネットワーク再整備事業の負担金などにより、防災無線費は1,323万円を計上しております。

一方、直方鞍手広域消防事務組合の給与費において退職手当の減額などに伴い、負担金が減額になったことにより、消防費全体では、平成27年度と比較して3,116万7千円の減額となる3億0,880万8千円を計上しております。

次に、10款 教育費では、小学校費については平成27年度、剣南、古月、西川及び新延の4小学校の屋内運動場の耐震補強等の整備事業費を計上しておりましたが、平成28年度は、大きな改修工事等がないことから、2億3,930万6千円の減額となっております。

中学校費については、遠距離通学生徒の通学方法を公共交通機関から一部スクールバス方式に変更するため、その事業費で1,178万5千円が増額となったことや部活動のさらなる活性化を図るため部活動助成金制度を新たに創設したことなどにより、802万3千円の増額となっております。

高等学校費では、豊翔館の受電設備の老朽化に伴う改修工事費820万円を計上しております。

これらにより教育費全体では、平成27年度と比較して1億7,523万1千円の減額となる5億4,390万2千円を計上しております。

次に、12款 公債費では、鞍手中学校整備事業費に充当した平成24年度分の過疎対策事業債の据置期間が終了し、本格的な元利償還が始まることなどから、公債費全体では、平成27年度と比較して6,785万3千円の増額となる7億1,203万4千円を計上しております。

以上が、平成28年度の主な施策に対する歳出予算であります。

一方、これに対する歳入につきましては、依然として地方交付税をはじめ、国、県支出金や町債などの依存財源に頼らなければならない厳しい予算構成になっております。

自主財源の主なものである 1款 町税は、平成27年度と比較して個人住民税においては、596万6千円、軽自動車税で841万9千円の増額としておりますが、法人住民税においては、1,403万5千円、固定資産税においては、175万1千円の減額となり、町税全体では、140万1千円減額となる16億8,825万8千円を計上しております。

これに対します依存財源の主なものである、10款の地方交付税につきましては、平成28年度の国の地方交付税財源が16兆7,003億円となり、平成27年度とほぼ同額が確保されております。

これにより、普通交付税につきましては、算出根拠の一つである平成27年国勢調査人口の減少による影響も考えられますが、鞍手中学校整備事業費に充てた過疎対策事業債の元利償還が本格的に始まり、基準財政需要額にその元利償還額が算入されることなどから、平成27年度と比較して3,000万円の増額となる19億円を計上しております。

また、特別交付税につきましては、地方交付税財源の6%が維持されたことと、これまでの交付実績を考慮して4,000万円増額となる3億円を計上しております。

これにより地方交付税全体では、平成27年度と比較して、7,000万円増額となる22億円を計上しております。

また、21款 町債におきましては、平成27年度と比較して土木債で300万円、消防費で480万円増額となったものの、4小学校の屋内運動場の耐震補強工事などが完了したことに伴い、過疎対策事業債が5,140万円の減額、そして、地方税の増収などにより地方財政の一般財源が増えたことに伴い、財源保障としての臨時財政対策債の予算が減額となったことから、本町の臨時財政対策債の額も2,300万円減額しております。

これにより町債全体では、6,660万円減額となる5億8,530万円を計上しております。

そして、これら歳入要因をあてても不足する財源4億8,806万8千円につきましては、財政調整基金から繰り入れることにより歳入歳出予算を調製しております。

その結果、平成28年度一般会計予算総額は、歳入歳出それぞれ70億5,187万4千円といたしました。

これは、平成27年度の当初予算68億9,730万円と比較しますと、額にして1億5,

457万4千円、率にして2.24%の増額となっております。

以上のような基本的な考え、財政状況を踏まえながら、平成28年度当初予算を編成いたしました。

当会期中に提案する関連議案とともにご審議の上、ご協賛賜りたく、以上、平成28年度一般会計予算の提案にあたり、町政運営の基本姿勢と、予算編成方針を申し述べ、日程第28 議案第25号の提案説明といたします。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

ここでしばらく休憩します。

休憩 14時10分

再開 14時20分

○議長 星 正彦君

会議を再開します。

次に、日程第29 議案第26号から日程第36 議案第33号までの8件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第29 議案第26号から日程第36 議案第33号までの8件につきまして、一括して提案説明を申し上げます。

日程第29 議案第26号は、平成28年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算であります。

本予算は、保険給付費の療養諸費及び高額療養費、後期高齢者支援金、共同事業拠出等の増加による国庫支出金、療養給付費交付金、県支出金などの関係項目を調製し、予算総額を歳入歳出それぞれ26億4,612万2千円といたしました。

次に、日程第30 議案第27号は、平成28年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算であります。

本予算は、後期高齢者医療保険料の減少と保険基盤安定繰入金の増加による後期高齢者医療広域連合納付金などの関係項目を調製し、予算総額を、歳入歳出それぞれ2億4,215万6千円といたしました。

次に、日程第31 議案第28号は、平成28年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算であります。

本予算は、住宅新築資金等の貸付金回収金を一般会計へ繰り出すものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ54万円としております。

次に、日程第32 議案第29号は、平成28年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会

計予算であります。

本予算は、古月処理分区及び中山処理分区の面整備に係る工事費を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ8億7,218万7千円としております。

次に、日程第33 議案第30号は、平成28年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、町内11ヶ所のかんがい揚排水機場の年間必要維持管理経費を主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ5,072万7千円としております。

次に、日程第34 議案第31号は、平成28年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算であります。

本予算は、谷山池斜樋操作場・谷山池パイプラインの施設について、年間必要維持管理経費を主なものとして予算総額を、歳入歳出それぞれ1,101万9千円としております。

次に、日程第35 議案第32号は、平成28年度地方独立行政法人くらて病院貸付金特別会計予算であります。

本予算は、病院事業債、過疎対策事業債の貸付け及び金融機関への償還などを主なものとして、予算総額を、歳入歳出それぞれ2億5,745万4千円としております。

次に、日程第36 議案第33号は、平成28年度鞍手町水道事業会計予算であります。

本予算は、前年度に続き厳しい経営状況の予算編成となりました。予算第3条収益的収入及び支出では、水道事業収益3億4,101万1千円に対し、水道事業費用3億5,052万円で差引950万9千円の赤字予算を計上いたしております。

次に、予算第4条資本的収入及び支出では、資本的収入2,214万円に対し、資本的支出1億1,497万8千円で、差引9,283万8千円の不足となりますが、不足額につきましては、当年度までの損益勘定留保資金から補填することにしております。

以上が、日程第29 議案第26号から日程第36 議案第33号までの提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第37 議案第34号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第37 議案第34号は、鞍手町道路線の変更であります。

現在、認定路線6号 町道本町・今村線として町道認定しておりますが、福岡県が管理する県道新延・植木線の道路区域変更に伴い、町道本町・今村線の起点を変更するものであります。

以上が、日程第37 議案第34号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第 38 議案第 35 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第 38 議案第 35 号は、宮若市外二町じん芥処理施設組合規約の変更であります。

本規約の変更は、宮若市の普通交付税の優遇措置が平成 28 年度より段階的に廃止となることから、平等割、人口割及び投入量割の率を変更することとしました。

このため、宮若市外二町じん芥処理施設組合規約を変更する必要性が生じたため、変更するものであります。

以上が、日程第 38 議案第 35 号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第 39 議案第 36 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第 39 議案第 36 号は、連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議であります。

本件は、地方自治法第 252 条の 2 第 1 項に規定する連携協約を連携中枢都市である北九州市と締結するにあたり、同条第 3 項の規定により町議会の協議の議決を求めるものであります。

以上が、日程第 39 議案第 36 号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

次に、日程第 40 議案第 37 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長 徳島 眞次君

日程第 40 議案第 37 号は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例に基づく平成 26 年度及び平成 27 年度固定資産税の課税免除の額の変更であります。

本議案は、鞍手町工場等設置奨励に関する条例第 4 条第 2 項の規定に基づき、既に議決を

いただいております、平成26年度及び平成27年度分の固定資産税の課税免除の額につきまして、納税義務者から課税免除措置を講じていた資産に関し、遡って修正申告が提出されたため、当該年度分の課税免除額を変更するものであります。

以上が、日程第40 議案第37号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛のほど、よろしく願いいたします。

○議長 星 正彦君

本案に対する質疑は後日行います。

この際休会についてお諮りします。

明日3日から6日までの4日間を休会としたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって明日3日から6日までの4日間を休会とすることに決定しました。

以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれを持って散会します。

閉会 14時30分